

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二六五
- 育種母樹林等を指定した件二件 二六六
- 道路の区域を変更する件五件 二六五

公 告

- 一般競争入札を行う件 二六六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二六六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二六九
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 二七〇

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

- 一般競争入札を行う件四件 二七〇

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 不在者投票のできる施設として指定した件 二七〇
- 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 二七〇

正 誤

- 令和元年九月二十七日付け定例第四十二号中 二七六

告 示

福 島 県 告 示 第 三 百 四 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十月十一日から令和二年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業

労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町二二〇番地
- 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 四百七十九台
 - (変更後) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 三百六十二台
 - 2 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (変更前) 別紙図面のとおり
 - (変更後) 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
令和二年四月一日
- 四 届出年月日
令和元年九月三十日
- 五 届出をした者
株式会社ラトブコーポレーション
（「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 三 百 五 号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和元年十月十一日次のとおり育種母樹林を指定した。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積		法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
				本数（本）	面積（ha）	
福島育二〇号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂三十一	一六八	〇・〇七二	福島県

福島県告示第三百六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和元年十月十一日次のとおり育種母樹林を指定した。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（森林整備課）

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二 一号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂七一一		
				福島県	

（森林整備課）

福島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道飯野 三春石川 線	郡山市中田町黒木字脇ノ前一六四番二地先から 同 市中田町木目沢字堀ノ内四四二番地先まで	変更前 変更後	五・〇〇 四八・〇〇	二二六〇・〇〇 一一三・〇〇

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道小野 郡山線	郡山市中田町高倉字槻ノ口一三番地先から 同 市中田町高倉字宮ノ脇一九八番一地先まで	変更前 変更後	A 八・五〇 B 二六・〇〇 一五・〇〇 六五・五〇	一、〇一七・三〇 九三五・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）

福島県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

川三春線	郡山市中田町高倉字宮ノ脇一九八番一地先から 市鹿島区北海老市釜舟戸一六七番一地先まで	変更前	A 七・〇〇 B 二五・一〇 C 一一・七〇	二七九・五〇
	郡山市中田町高倉字宮ノ脇一九八番一地先から 市中田町高倉字古御館一七八番一地先まで	変更後	B 一一・七〇 C 五一・二〇	三五二・〇〇

(道路計画課)

県道原町海老相馬線	南相馬市鹿島区北海老字中堤四〇番二地先から 市鹿島区北海老市釜舟戸一六七番一地先まで	変更前	A 一五・四〇 B 三二・四〇	四九三・〇〇
	南相馬市鹿島区北海老字中堤四五番二地先から 相馬市蒲庭字坂下二四八番一地先まで	変更後	B 一一・〇〇 C 四五・六〇	二、九二〇・〇〇

福島県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

	南相馬市鹿島区北海老字中堤四〇番二地先から 市鹿島区北海老市釜舟戸一六七番一地先まで	変更後	A 一五・四〇 B 三一・四〇	四九三・〇〇
	南相馬市鹿島区北海老字中堤四五番二地先から 相馬市蒲庭字坂下二四八番一地先まで		B 一一・〇〇 C 四五・六〇	二、九二〇・〇〇
	相馬市蒲庭字坂下二四八番一地先から 相馬市蒲庭字坂下一八番二地先まで		C 一一・〇〇 D 一一・二〇	一〇四・五〇

(道路計画課)

県道上戸渡広野線	双葉郡広野町大字上浅見川字平鈴一番四一地从り	変更前	三三・一〇	三三二〇・〇〇
	同郡同町大字上浅見川字平鈴一番六六地先まで	変更後	四・七〇 D 二二・四〇	三二一〇・〇〇

(道路計画課)

公告第111号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和2年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（福島県福島市佐倉下字附ノ川1番地の3）

カ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

キ 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター（福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番32号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月7日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課
電話024-521-7269
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月7日（木）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和元年10月11日（金）から同年11月7日（木）まで（土曜日、日曜日、同年10月14日、同月22日及び同年11月4日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月21日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和元年11月20日（水）午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎8階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月19日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一

月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 6 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 20 November 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 19 November 2019
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima, 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

(商工総務課)

公告第百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津宮川土地改良区

就任した役員

住所

理事 角田 茂 河沼郡会津坂下町大字牛川字西村中三〇三六番地

(農村計画課)

公告第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

住所

役別 氏名

市山田町藏ノ内一番地

理事 秋山 邦夫

市江畑町江ノ上二〇番地

同 高木 弘

市沼部町鹿野二八番地

同 榎田 耕平

市富津町畔内四二番地の一

同 安瀬 一

市田人町旅人字井戸沢五番地

同 澤田 元一

市佐糠町東一丁目一〇番地の一

同 高木 昭一

市沼部町石畑三二番地の一

同 小宅 光明

市江畑町江ノ上二六番地の一

同 飯島 守男

市富津町前鮫六九番地

同 大平 一男

市川部町富沢一三番地

同 蛭田 結城

市山田町藏ノ内一番地

就任した役員

住所

役別 氏名

市山田町藏ノ内一番地

理事 秋山 邦夫

市富津町畔内四二番地の一

同 安瀬 一

市沼部町鹿野二八番地

同 榎田 耕平

市沼部町石畑三二番地の一

同 小宅 光明

市田人町旅人字井戸沢五番地

同 澤田 元一

同 高木 昭一 市佐糠町東一丁目一〇番地の二
 同 鈴木 正博 市江畑町塙二六番地
 同 蛭田 結城 市川部町富沢一三番地
 同 大平 一男 市富津町前鮫六九番地
 同 蛭田 賢一郎 市山田町梅平四二番地

(農村計画課)

公告第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
 遠野土地改良区
 退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 昌孝

同 鈴木 實

同 平子 不三男

同 平子 昭一

同 佐川 正之

同 根本 昭英

同 石森 勝利

同 櫛田 万兵衛

同 佐坂 邦彦

同 館野 俊亮

同 角田 一榮

就任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 昌孝

同 鈴木 實

同 平子 不三男

同 上遠野 忠雄

同 酒井 伸平

同 根本 恵好

同 石森 勝利

同 駒木根 利正

同 水野 洌

同 佐坂 邦彦

住所

いわき市遠野町入遠野字有実三一番地

同 市遠野町入遠野字落合二四五番地

同 市遠野町入遠野字東山一五一番地

同 市遠野町上根本字荒神平一三番地

同 市遠野町上根本字前田一番地の一

同 市遠野町上根本字根本一三九番地

同 市遠野町根岸字成沢二八番地

同 市遠野町滝字表八七番地の一

同 市遠野町滝字川原一〇番地

同 市遠野町大平字物見岡一一番地

同 市遠野町上遠野字寺戸七四番地

住所

いわき市遠野町入遠野字有実三一番地

同 市遠野町入遠野字落合二四五番地

同 市遠野町入遠野字東山一五一番地

同 市遠野町上根本字下戸内四二番地

同 市遠野町上根本字前田一番地の一

同 市遠野町上根本字根本七五番地

同 市遠野町根岸字成沢二八番地

同 市遠野町深山田字仲内八六番地

同 市遠野町滝字小久保一〇番地

同 市遠野町滝字川原一〇番地

同 監事 館野 俊亮 市遠野町大平字物見岡一一番地
 同 角田 一榮 市遠野町上遠野字寺戸七四番地

(農村計画課)

公告第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画特別用途地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長**公告第10号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 3に掲げる日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者

であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月30日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号962-0863 福島県須賀川市緑町88番地
福島県立須賀川高等学校事務室
電話0248-75-3325
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和元年10月11日（金）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日、同月14日、同月15日及び同月22日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで
- 5 入札説明書の配布場所等
- (1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月30日（水）午後4時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月21日（木）午前10時 福島県立岩瀬農業高等学校力農会館2階会議室（福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月20日（水）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 21 November, 2019
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 20 November, 2019
 - (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Sukagawa High School, 88 Midori-cho, Sukagawa City, Fukushima 962-0863 Japan TEL 0248-75-3325

（財務課施設財産室）

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月31日（木）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
福島県立清陵情報高等学校事務室
電話0248-72-1515

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年10月11日（金）から同月31日（木）まで（土曜日、日曜日、同月14日及び同月22日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札説明書の配布場所等

- (1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月31日（木）午後4時までに必着で請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月21日（木）午前10時30分 福島県立岩瀬農業高等学校力農会館2階会議室（福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月20日（水）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 21 November, 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 20 November, 2019
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Seiryō Joho High School, 179-6 Nishi-machi, Namegawa, Sukagawa City, Fukushima 962-0403 Japan TEL 0248-72-1515

(財務課施設財産室)

公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立勿来工業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立勿来工業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

と。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月29日(火)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号974-8261 福島県いわき市植田町堂ノ作10番地

福島県立勿来工業高等学校事務室

電話0246-63-5135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年10月11日(金)から同月29日(火)まで(土曜日、日曜日、同月14日及び同月22日を除く。)の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札説明書の配布場所等

(1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月29日(火)午後4時までに必着で請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月22日(金)午後4時 福島県立平工業高等学校東一棟1階中会議室(福島県いわき市平下荒川字中荊1番の3)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月21日(木)午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 4:00 p.m., 22 November, 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 21 November, 2019

(4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Nakoso Technical High School, 10 Donosaku, Ueda-machi, Iwaki City, Fukushima 974-8261 Japan
TEL 0246-63-5135

(財務課施設財産室)

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 3に掲げる日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月6日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-0111 福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地
福島県立福島商業高等学校事務室
電話024-553-3451
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和元年10月11日（金）から同年11月6日（水）まで（土曜日、日曜日、同年10月14日、同月22日及び同年11月4日を除く。）の午前8時20分から午後4時45分まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年11月6日（水）午後4時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月20日（水）午前9時 福島県立福島商業高等学校1階応接室（福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月19日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:00 a.m., 20 November, 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 19 November, 2019
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School, 1 Tatunoo, Mariko, Fukushima City, Fukushima 960-0111 Japan TEL 024-553-3451

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第十四条、第十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和元年九月二十五日次のとおり指定した。

令和元年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
ライフガーデンあづま	福島市大森字柳下一〇番地の一

福島県選挙管理委員会告示第四十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和元年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人明智会介護老人保健施設ライフサポート 寧寧	一般財団法人温知会介護老人保健施設ライフサポート寧寧	平成三二年四月一日
つるが松窪病院	一般財団法人温知会つるが松窪病院	平成三二年四月一日
医療法人真仁会大方病院	たむら市民病院	令和元年七月一日

○令和元年九月二十七日付け定例第四十二号中

二五二	二四八	ページ	正
下	上	段	
後ろから十	後ろから二	行	誤
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	東白川郡棚倉町		
公益財団法人イノベーション・コースト構想推進機構	同 郡同 町		

正 誤